

平成13年4月11日
京 都 市

道路事業大原花背線の公共事業再評価について、京都市公共事業再評価委員会の意見を踏まえ、対応方針を「事業継続」と定め、下記により事業を推進する。

記

本事業については、その基となる北部周辺地域整備事業に関し、新たな基本理念に基づいた北部周辺地域整備事業基本構想（以下「基本構想」という。）が「大見をよくする検討委員会」によって策定され、京都市と地元関係者等との間で大略の合意が得られた。

今後は、この基本構想を具体化するために、拠点区域及びその整備計画と整合性を図る必要がある道路区間について、自然環境等に関する基礎調査や専門家の意見を踏まえた基本計画を策定する。

また、事業の整備効果を早期に発現させるため、基本計画を定める必要がある区域以外の道路区間については、大見公園へのアクセス部分を中心に、これまでの経過を踏まえて、地元等とさらなる細部の合意に努めながら事業を推進する。

なお、基本計画の策定にあたっては、次の点に配慮する。

- ・ 基本計画を策定するには、自然環境等の影響を詳しく検討する必要があるため、北部周辺地域整備事業基本構想策定委員会の委員構成に加えて生物学者等の参加を求めるなどして、幅広い意見を集約できる基本計画策定委員会（仮称）を設立する。
- ・ 地権者全員からなる「大見集会」については、基本計画策定委員会（仮称）での検討経過を報告するとともに、地元地権者等の声を広く吸収する場としての役割を十分に果たすものと考え、今後とも継続する。
- ・ 基本計画の策定に際して、地元地権者等の意見を反映するとともに公園や道路が持つ広域的な重要性を勘案し、広く市民の声を聞き、

大見地区への関心や興味を持つ機会(アンケート調査,イベント等)を設ける。

別紙

平成 12 年度京都市公共事業再評価対応方針

京都市単独事業

種別	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	対応方針
道路事業	大原花背線	延長, 幅員 L=11.8km, W=8.5m	S54		22	「事業継続」

再評価対象事業の該当条件

事業採択後 5 年を経過した後も未着工の事業
事業採択後 10 年を経過した時点で継続中の事業
上記のほか, 事業の進捗状況や社会経済情勢の急激な変化等により再評価の必要があると認められる事業